

平成30年度西原町予算編成方針

平成29年11月1日

国の予算編成と地方財政

国は、本年6月9日に「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(骨太の方針)を閣議決定し、働き方改革や人材投資の抜本強化を中心に、幼児教育・保育の早期無償化などに取り組む方針を示した。その後発出された「平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、本格的な歳出改革の取り組みを強化し、施策の優先順位の洗い出し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとした。

こうした中、地方財政について総務省は、地方自治体の基金残高等を理由に地方一般財源総額を抑制・削減すべきとの財務省の一部議論に対し、平成30年度においては、地方一般財源の総額確保を堅持する姿勢をみせているが、平成31年度以降の取扱いについては軽視できないとしているため、今後の両省の動向を注視していく必要がある。

本町の財政状況

平成30年度の地方財政計画における地方の一般財源総額については、2015年度の水準が確保されることを期待するところであるが、地方交付税等に大きく依存している本町においては予断を許さない状況にある。

このような中、平成28年度決算において、歳入では、町税が前年度決算額から1億3千万円増の36億円と国内景気回復と相まって順調に伸びているが、地方交付税をはじめとする地方交付税交付金が1億円減となったことや、財産収入が3億4千万円減となったことで一般財源収入が落ち込んだ。このことは、現状の制度やサービスの水準、施設管理や人員体制を維持したまま、政策・施策を拡充するだけの余力が相当乏しい状況にあることを示している。

歳出では、例年どおり扶助費が大幅に伸びており、前年度決算額から2億4千万円増の31億7千万円となった。歳出に占める割合も23.5%で、本町の一番大きな支出となっている。また、国民健康保険特別会計の累積赤字解消のために行った法定外繰出の6億円や本格化した農水産物流通・加工・観光拠点施設整備事業や保育所建設事業補助金、坂田小学校危険建物増改築事業の影響で、普通建設事業費も前年度比39.9%増(+6億9千万円)となり、歳出総額を引き上げる要因となった。

また、本町の危機的な財政状況を示す指標として財政調整基金残高があげられるが、平成28年度末残高が8億円となり、前年度残高の10億1千万円から2億

1千万円減少しており、平成29年度の予算編成においても、歳入歳出の乖離補填のため、すでに3億7千万円あまりを取り崩している。今年度末残高見込みは5億6千万円となっており、本町の予算編成は極めて厳しい状況であると言わざるを得ない。

さらに、現下の町財政は、歳入の大幅な増加を見込むことは困難な状況である中、社会保障関係経費の自然増やMICEエリア周辺地域の整備、多額の経費を要する建設事業に対応していかなければならない。さらに、国民健康保険特別会計の累積赤字解消問題や過去に建設した公共施設の修繕・建替え時期も重なっている。

このような厳しい財政状況であっても、自治体の役割として、「西原町まちづくり基本条例」で掲げた目指すべき将来像の実現のため、全職員が相当の覚悟をもって対応していかなければならない。そのため、真に必要な事業を行っていくためには、職員一人一人が様々な工夫をして歳出の削減に努めるとともに、新たな財源の確保の検討及び自治体経営の骨子である「最小の経費で最大の効果」を、総力をあげて実現していくことが必要不可欠である。

概算要求及び今後の見通し

前年度に引き続き、平成30年度の予算編成においても、財源不足を早期に把握し、財源調整及び政策判断を行うため、概算要求を実施したところであるが、概算要求時点(7月25日現在)の平成30年度一般会計予算の歳入歳出の乖離は11億3千万円であり、その後、一次査定を行った後(10月2日現在)の乖離は10億4千万円となっている。

歳入は、主に町税において※5千万円の増、県支出金において※9億2千万円の増を見込んでいるため、全体で※2億1千万円の増となったが、歳出において、物件費、扶助費、普通建設事業費、繰出金が大きく前年度を上回ったため、全体で※12億5千万円の増となり、上記の乖離額となっている。

また、平成28年度末発出の「西原町の中期財政シミュレーションと対策」では、平成30年度以降も、扶助費の伸びや西地区区画整理事業、道路整備事業、義務教育施設等の建替えなどの多額の経費を要する事業の影響で、毎年度10億近い歳入歳出の乖離が生ずることが予想されている。

しかしながら、予期せぬ災害等に備え、これ以上の財政調整基金の取り崩しによる予算編成は避けるべきであることから、平成30年度当初予算以降の予算編成においては、徹底的な歳出削減を実現させなければならない。

※平成29年度当初予算額との比較

予算編成の方針

以上の現状をふまえ、各課においては、財源の確保はもちろんのこと、前例踏襲によることなく再度ゼロベースで事業の見直しを行い、優先順位を踏まえた事業選択を徹底するとともに、事業計画の先送り・中止を再検討するなど、全職員が相当の覚悟をもって編成作業にあたる必要がある。二次査定以降においても、以上の方針を基にした、厳しい査定になることをご理解願いたい。

そのようなことから、下記事項に留意の上、編成すること。

- 1 見積りに当たっては、過年度決算内容の分析及び現年度の事業執行状況を十分検証し、今一度削減できる経費がないかを検討し、単に「歳入は少なめ」「歳出は多めに」のような要求を行うことなく、真に必要な通年の経費を見積もること。一次査定後の修正については、交付決定や政策判断に基づくもの以外は認めない。なお、年度途中の補正は、災害の発生や制度改正など当初予算編成時に予見できないもので、真に緊急やむを得ないものに限られるので留意すること。
- 2 厳しい財政状況を念頭に置き、新たな財源の確保に努めるとともに、内部経費等の徹底的な見直しによる思い切った歳出削減に努めること。
- 3 一括交付金関係事業については、「平成30年度沖縄振興特別推進市町村交付金事業計画について」を参照にすること。
- 4 懸案の事業など特に問題を含んでいるもの又は複数の課に関係する事業などについては、事前に関係機関又は関係課との協議をしておくこと。なお、詳細な方針は以下(1)～(6)のとおり。

(1) 財源の確保

- ・ 町税について、税制改正等により新たに増減要因となるものが判明した場合は、確実に当初予算に反映させること。引き続き適正な賦課、徴収に努め、新たな課税客体の洗い出し、保険税(料)など税外収入を所管する課と連携を図りながら、自主財源の積極的な確保を行うこと。
- ・ 使用料及び手数料について、維持管理費等の原価を考慮した中で、町民の負担の公平性を確保するため、減免規程の見直し等利用者負担の適正化を図ることができるよう検討し、改めるべき部分は積極的に見直しを図ること。
- ・ 平成28年度末の町税、学校給食費、保育料、保険料等の収入未済額が約3億4千万円という現状を踏まえ、より一層の徴収率の向上への取組み、

徴収方法の更なる創意工夫を図ること。

・ 現金確保の観点から、国・県支出金等で概算請求ができる場合は必ず実行し、不必要な一時借入が生じないようにすること。また、安定的な財源確保の手段として有効な口座振替による納付を積極的に推奨すること。

(2) 人件費の要求基準

・ 職員の負担軽減や時間外勤務手当の抑制に向け、ワークライフバランスの推進による働き方の改革をはじめとした事務の見直しを行うこと。

・ 非常勤職員、臨時職員については、事務分掌や事務事業の見直しや適正な配置について部・課内で協議し、係の枠にとらわれず、時期的な配置の編成を行うなど創意工夫を図り、極力削減に努めるとともに慣例的な雇用にならないようにすること。

(3) 経常的経費の要求基準

・ 報酬、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金等の経常的経費は、平成28年度実績を勘案し、経費節減に努めること。

(4) 投資的経費(補助・単独)の要求基準

・ 基本的に新規は認めない。原則として事業化要望済みであっても同様とし、補助事業であっても予算規模を縮小、延伸できるものは削減する。政策判断以外の単独事業は認めない(継足し分含む)。

(5) 負担金、補助金及び交付金の見直し

・ 負担金等は、町村会等の決定通知に基づき計上することとするが、積算根拠の確認を徹底して行い、本町の財政状況とかけ離れた金額となっていないか十分に精査すること。また、任意の負担金は、慣例にとられることなく、必要性を再検討し、有益でないものは廃止すること。

・ 一部事務組合等については、負担金額が決定する前に、可能な限りヒアリングや財政係との調整を行うこと。

・ 各種団体補助金については、主管課においてヒアリングを徹底し、「西原町補助金の交付に関する規則」、「西原町補助金に関するガイドライン」に基づき補助金の必要性を見極めて削減も検討すること。

(6) 扶助費の要求基準

・ 基本的に新規は認めない。補助事業であっても事業目的と比べて、必要最小限の対象者となるよう見直しをすること。サービス内容が過大となっている場合や社会情勢にあっていないと判断される事業は内容の抑制を図る

こと。

- ・ 国、県補助が終了した事業は廃止を検討すること。
- ・ 関係法令等の改正に留意し、件数、人員等の積算は直近の人数を基礎とし、実態を十分把握した上での的確に見積もること。

5 財務会計システム入力時には、「財務会計システム入力における留意事項」を参照すること。

6 繰越が常態化している事業については、事業の必要性、緊急性について十分な検討を行い、事業量を精査し、進捗管理を徹底するとともに、前年度の繰越分を含め、年度内に執行できる分のみを計上し、事業計画等の見直しを図ること。関係機関等との調整を要する場合は、スケジュール管理を徹底し、早期に調整を図ること。予算要求に当たっては、事業規模等の縮減を図り、予算規律を遵守し、安易に事業繰越することのないよう計画的な執行に努めること。

7 特別会計及び公営企業会計については、一般会計に準じて編成すること。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が完全適用されていることから、独立採算の原則を踏まえ、収入の確保や徹底した経費抑制策の実施等、これまで以上に経営健全化に向け努力すること。